

平成25年第3回
笠置町議会定例会会議録
(第2号)

平成25年9月18日

京都府相楽郡笠置町議会

平成25年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	平成25年9月18日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成25年9月18日 9時30分			議長	西岡良祐	
	散 会	平成25年9月18日 13時26分			議長	西岡良祐	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	石田春子	○	
	3	大倉 博	○	7	杉岡義信	○	
	4	西村典夫	○	8	西岡良祐	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 6名 欠席 0名
	町 長	松本 勇	○	建設産業 課 長	川西隆次	○	
	総務財政 課 長	田中義信	○	同和対策 室 長	増田好宏	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	住民課長	東 達廣	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	藤田利則	○	主 査	穂森美枝	○	
会 議 録 署名議員	7 番	杉 岡 義 信		1 番	田 中 良 三		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成25年第3回笠置町議会会議録

平成25年9月12日～平成25年9月26日 会期15日間

議 事 日 程 (第2号)

平成25年9月18日 午前9時30分開議

- 第1 議案第33号 笠置町職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例一部改正の件
- 第2 議案第34号 笠置町税条例一部改正の件
- 第3 議案第35号 平成25年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件
- 第4 議案第36号 平成25年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件
- 第5 議案第37号 平成25年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第1号)の件
- 第6 議案第38号 平成25年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件

開 会 午前9時30分

議長（西岡良祐君） 皆さん、おはようございます。

今回の台風18号につきましては、笠置町も避難勧告が出されたように大変心配しました。幸いに、笠置町については大きな災害もなく終わっていますが、あと少し土砂崩れのところとか、水路が詰まったとかというところがありまして、きょうもその復旧作業をやっているところでもあります。皆さん、大変お疲れさんでした。

京都市や福知山等については大変大きな災害が出ておりますので、この方たちにはお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、ただいまから平成25年9月第3回笠置町議会定例会第2日目を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（西岡良祐君） 日程第1、議案第33号、笠置町職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 皆さん、おはようございます。

提案理由を御説明申し上げる前に、先ほど議長からもありましたとおり、京都府下、近畿一円、台風18号の影響が非常に大きかったようでございます。死者、行方不明者、住宅に農園、住宅への被害、農地への被害と、非常に広大な被害が出ているようでございます。亡くなられた皆様方にはお悔みと、災害に遭われた皆様方には心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、議案第33号、笠置町職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例一部改正の件について提案理由を説明申し上げます。

今回の改正案は、地方公務員法第29条の2第2項の規定に基づき、条件つき採用期間中の職員への分限に関して規定するものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） おはようございます。

それでは、議案第33号、笠置町職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例一部改正の件について御説明申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、地方公務員法第22条第1項の規定では、臨時的任用または非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は全て条件付きのものとし、その職員がその職において6カ月を勤務し、その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となるというのが第22条でございます。

この規定によりまして、地方公務員法第29条第2項では、適応除外というのが第29条の2でございます。第1項では、条件つき採用期間中の職員、臨時的任用された職員という部分が第1項で、第2項で前項各号に掲げる職員の分限については、条例で必要な事項を定めることができると、その文言によりまして、今回第5条をつけ加えるものでございます。

第5条では、条件つき採用期間中の職員が1号から5号の部分におきまして、その意に反したときには降任または免職するということができるという部分でございます。

第6条につきましては、規則への委任となっております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し同一議題について3回までですので申し添えます。質疑はありますか。6番、石田春子さん。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

当町では、今までは採用試験に合格したら即ち本職員になっていたと思いますけれども、今回の改正により一定期限で見きわめて採用するとのことですので、今後もしっかり見きわめて採用していただきたいと思います。

病気で長期の欠勤者が見られるのは見きわめられなかったことが原因だと思いますので、今後、6カ月見て、しっかり見きわめていただくよう、よろしく頼みます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 今、ちょっとその質問の前に、29条2項の件をちょっと確認したいんですけれども、私がこれ、小六法を買うたの一番新しいと思うんですけれども、29条というのは、地公法上では懲戒になっていますね。ちょっと中身を。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 29条の2の第2項でございます。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） だからね、29条の2項は懲戒という形になっておるんですけれども、例えば28条に、これからまた質問しますけれども、降任、免職、休職等というのがああるわけ、これを適用するんじゃないんですか。29条の2というのは、ちょっと、だからその中身がちょっと整理してみますが、というか29条の2ということですか。ちょっと私その議

論立てしていなかったんで申しわけないけれども。

議長（西岡良祐君） よろしいんですか。質問は。

3番（大倉 博君） もう一度。29条の2項というのは、今言いましたように、これは懲戒の部分の一つの項目ですね。ここに今出ているのは、条件つき採用というのは、要するに降任、免職、休職等の関連で28条じゃないかと思うんですけれども、だからその中身についてもその辺を網羅されていますけれども、その辺ちょっと私、29条の2というのはわからなかったんで、懲戒というところを見ていなかったんですけれども、おかしいなと思って。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 28条の条文につきましては、大倉議員の御指摘のとおりだと思います。

今回の改正は地方公務員法第29条の2第2項。29条の2と申し上げますのは、先ほど申し上げましたとおり適応除外、要は行政不服審査等への適用が該当しないという部分が、先ほど申しました条件つき採用期間中の職員、臨時的に任用された職員、これらの方々がそれに該当しない、要は正式な職員では、まだ身分ではないとなっております。その第2項に、前項各号、先ほど言いました臨時的な任用された職員等の分について、必要なことは条例で定めることができるということで、今回条例を制定したと、そういう次第でございます。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） ちょっと申しわけない、私、これ地公法上改正になったんかわかりませんけれども、これが24年7月現在の小六法なんですけれども、先ほど何度も言っていますように29条というのは懲戒項目で、それ以降にこれ変わったんですかね。ちょっと、わからないんですけれども。いやいや、29条の2項は懲戒となっておりますよ。変わったんですかね、その辺のところ。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 地方公務員法なりの改正、変わったことについては、私がいつ変わったかというのは存じ上げておりません。

現在、先ほど、私、申し上げた条文につきましては、本日インターネットから引っ張り出してきたものを朗読させていただいた、そういうことでございます。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） それは、また後で見ていただいたら結構ですけれども、これもまだそんなに地公法上というは余り変わらないんですね。それなのに、何で29条の2項かいまだに

わかりません。

それはさておいて、だから地公法上というのはなかなか改正されないんですよ。たまたまきのうの新聞では国民投票が18歳以上確定となった。その中に、要するに公務員の政治的行為の制限緩和というのが今度の国会で提案されるみたいなんですけれども、そのように地公法というのは余り変わらないと思うんですけれども、それはもう議論は今やめておきます。私も、これが一番正しいと思って質問していることですから、それはやめておきますけれども。

それじゃ1点目、この条例改正をなぜ今ごろ改正されるのか。今言いましたように地公法の改正があったのか、それに伴うものかどうか、ちょっと今ごろに、突然にこういうことが出てくるんで、ちょっと疑問がありますんで、その辺どうですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問で、なぜ今なのかという話でございます。

ただ、この件につきましては、先ほど6番の石田議員からも御指摘ありました6カ月間の見きわめる期間をつくることによって優秀な職員への正式採用と、そういう部分でございます。

確かに議員言われるとおり、もっと早いときにもできたかもわかりません。ただ、当町としましては条件付きの採用期間は4年前から実施をさせていただいていると、そういうことでございます。時期的なことについては、各町村、それぞれの考えがあってやっているということでございますので御理解をさせていただきたいと、そのように思います。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。4点お願いをいたします。

まず、2の文言であります。故障という表現は、私は適切ではないのではと思います。不調とか疾病などのほうが適切と思いますが、その点どうでしょうか。

2の「心身の故障のため、職務遂行に支障があり又はこれに堪えない場合」とありますが、このようなことが起こって、本人がやめたいと申し出れば問題はないと思いますが、そういうことが起こっても本人が仕事を続けたいと申されればどうされるのでしょうか。一方的に、降任、免職されるのでしょうか。故障というぐあいにもよるわけですけれども、今はどんな、例えば障害を持った人でも仕事をこなしていけるように環境をつくる合理的配慮が義務づけられております。特に自治体にはそうであります。そういうことを考えますと、故障されても職務遂行に支障が生じないよう、行政側がそのように配慮をされるのが優先されるべきで

はないのでしょうか。その点。

それに、4について、定数の改廃、予算の減少によって降任または免職とありますが、提示された条件で採用を受け、行政側の都合で、わずか6カ月で降任、免職されるというのは不条理ではないのでしょうか。

最後に、第6条の規則はできていると思いますが、あわせての提示をお願いいたします。
4点お願いします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの西村議員の御質問にお答えします。

まず、第5条の意に反して降任または免職するということができる号について御質問いただきました。

これら全ての分については、先ほど大倉議員がおっしゃっております地方公務員法第28条、降任、免職、休職、これは正式な職員の分でございますけれども、その条文を朗読します。

第28条、職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。1、勤務実績が良くない場合、2、心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、3、前2号に規定する場合の外、その職に必要な適性を欠く場合、4、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合。

これが地方公務員法の第28条でございます。

これは、職員の免職はするという部分の条文を、今回条件付きの職員にそのまま当町の条例に載せかえたと、そういうことでございますので、上位法に基づいた文言を追加させていただいたということでございます。

第2号の障害の関係で議員もおっしゃいました。確かにそういう部分では私も考えられますけれども、ただ、それが今後笠置町の職員としてやっていく場合、たえがたい場合はやっぱり免職という部分にも該当すると思います。やっぱり職員として採用したからには、定年まで遂行できるような職員を雇いたい、これは公務員だけじゃなしに民間的な会社でも一緒だと思います。民間の会社でも研修期間が6カ月間あると思います。そういうことで、成績のいい人材を求めていると、そういう部分で理解をしていただきたいと。

それと、第4号の定数でございます。これは、確かに定数の改廃というのは少ないと思いますけれども、必ずしも採用は4月とは限りません。例えば9月の採用をした場合、条例等

の改正で4月から定数が変わった場合、6カ月間の期間内にやめていただくという場合が出てくることもあり得ると、そういう部分の文言だと私は認識をしております。

それと、規則への部分でございますけれども、今回この条例を改正することによって規則は変更しておりません。以上でございます。

議長（西岡良祐君） よろしいか、質問。西村君、ええの、もう。3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） だから、なぜ条件つき採用だけを突飛に条例改正しなければ、する必要性の問題ですけれども、先ほど22条で、田中課長もここを読まれましたけれども、ここにはやはり、22条では条件つき採用及び臨時的任用、これは臨時的というのはアルバイトで、条件つきのというのはここに書いているとおり、第2条1項の、先ほど田中課長がおっしゃったことをまた言いますけれども、職員の採用は全て条件つきのものとし、その職員がその職において6月を勤務し、その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式内容になるものとする。だから、我々、私はこういうことで採用になるときは、正式採用になるというのは、例えば4月に採用になって9月までは条件つき採用であると、私は今まで認識してきました。その辺、変わったかどうかわかりませんが、私はそういう認識でやってきました。だから、あえて条例改正までして、これを入れる必要があるかどうかなんですけれども、その辺の考えはどうですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま大倉議員から質問いただきました。

実は、大倉議員からこの件につきまして、9月16日の警報がかかっているときに役場のほうに電話いただいて、この問題もお答えさせていただいたと、そのように私は認識しております。もし、本議会で聞かれるようであれば、事前に私への質問はやめていただいて本会議で聞いていただきたいと、そのように考えております。

だから、お答えはさせていただきます。先ほど来、言っているとおり、確かに大倉議員のおっしゃっているとおりしていなかったという部分であれば、そのまま上位法が通じていけたかもわかりません。ただ、先ほど来申し上げますとおり、第29条の2の2項で、必要なことは条例で定めることができると、これをやっぱりやっておくということは、何らかの問題じゃないねんけれども生じた場合には、やっぱり当町としてこのように条例でありますよと、そういう裏づけるものが私は必要なと、透明性という部分でもあるかなと思います。そのように今回改正させていただいたと。確かにこの部分について郡内ではやっているところはございません。ただ、城陽市、宇治田原町、もう一つ、城陽から南では3市町村が

一応この条例をつくっております。

それと、この分もお答えさせていただきましたけれども、何らかの場合、生じたときに、自治振興課ではやっぱり条例で定めておくほうが、笠置町としてはベターなやり方ではないかと、そういう指導もいただいたということもつけ加えさせていただきます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） それじゃ、例えば、こういう大事な条例の改正については議運じゃなしに、できればもっと以前に我々議会で審議会とか、勉強する会をできれば設けて欲しいなど。例えば、いい例が住民課長でやっている、たまたま国民健康保険運営協議会ってありますね。だからそれが、たまたま協議会をやる何日前に、10日か1週間、もっと前かな、それは資料をいただくんです。この前の3月の条例改正もその辺で議論をやって、意見、私いろいろ言いましたけれども、そこでやっぱり採用されたこともあるんです。その審議会というのは、やっぱりお医者さんなり、歯医者さん、それから有識者、町民の委員長2人、それからここにいる西村議員と私が6人で協議会をやっています。

だから、事前にそういう資料をいただいて、事前に勉強して、協議会の中でまた議論して、それでまたこういうふうに条例案が上がってくるわけです。できれば、そういうシステムとか、特に大事な条例なんかは、今急にいただいても勉強、今言いましたこの29条というのは私も初めて、また今後帰って、夜中でも勉強しますけれども、これは懲戒でなるとか、若干違うと思う、何遍も言いますように違うと思うんですけれども、だから、その辺のところ、事前に勉強会とか、議会の中でもいわゆる全員でやるか、いずれまた議会でそういう審査会とか、議会の中で開いてするとか、やっぱりできたら条例改正とか出す場合は、必ず議運のときに出すんじゃないしに、もっと以前に、今言いました国民健康保険運営協議会みたいな形になるんか、そういったことを考えていただければ、もっと勉強の機会ができると思うんですけれども、その辺のところ。

それと、もう一点、実は先日私のポストに、しっかりと15ページものいろんなこと書いています、笠置町に対する。私はふるさと通信とか出させてもらいました。その中でいろんなこと、これは省略をしますけれども、例えば私もちょっと認識不足で申しわけなかったんですけれども、条例改正で、ゲートボール場というのはいこいの館の、有限会社わかさぎの持ち物という感じになっていますね、違うんですか。今ちょっとその辺で言います。だから、そうすれば我々も条例の瑕疵ある行政行為をやっていたかなという、だから、条例の一部改

正でゲートボール場は幾らとかというのは本当に入れてよかったかどうかということも、そういうことに、いろいろほんまに真剣に考えて出されております。そして、町長に対する質疑応答に対して不信感を持ったのは次のとおりとか、詳しく書かれております。だから、真剣に考えておられる方があるということは、これはほんまにどなたかわかりませんが、私のポストに入っていました。

だから、できれば条例改正の前は、何ぼも言いますように、できるだけ早くいただいて勉強する会とか持っていたいただければ、どうですかその辺。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま、質問といいますが、条例改正等については、議運の前にそういう審査会というのか検討委員会というようなものを開いてくれという話でございます。

ただ、条例改正だけじゃなしに、いろんな議案は、まずは議運のときに初めて出るものでございまして、それ以前にはあくまで今回こういう出す予定にしておりますということであれば議長にその話は持っていけると思います。その中で、審査というんですか、検討委員会的なものをするとするならば、それは議員各位、議長を筆頭に御相談をさせていただいて、必要なときに、例えばやるとなった場合は、出席はできるかわかりませんが、これはあくまで私は議会サイドの、まず議員の話だと思しますので、今後、大倉議員から議長に相談されて、どのようにするかということを決めていただきたいと、そのように考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） だから、先ほど言ったように国民健康保険運営協議会というのがある、そういう例が。だから、こういうようなこともできんことはないんです。だから、実際にこれを条例改正でやっているわけです。例えば、この前の笠置町国民健康保険税条例の一部改正案なんかもそのときに協議会に出していただいて、それで議論やっているわけです。できんことはないんです。だから、そういった形で、できれば何からの形で事前に条例改正、条例というのは特に、一旦のせれば改正するの、なかなかできないんです。間違ったことがそのまま残るかもわかりません。だから、できればそういう形で議論する立場とか与えてもらわなければ、なかなかこの一週間でこの勉強、先ほど何遍も言いましたように、今29条の2項というて、私はこれちょっと合点行かないので、これまた終わってから勉強しますけれども、これは懲戒となっています。これを29条の2項を持つてくるのはおかしい

んじゃないかと思うので、これは先ほど自治振興課とかいろいろおっしゃいましたけれども、おそらく違うんじゃないか、これは私の古かったらあれですけども、去年の7月のやつですから、それ以降変わっていたら知りませんよ、改正になっていたら。だからその辺のところまた第29条、これはおかしいなと思うんですけども、できるだけそういう議論の場を持っていただければありがたいなと思います。この質問は、これで終わります。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 今、大倉議員、29条にこだわっておられますけれども、私も法律の専門家でもありませんし詳しくわかりませんが、まず、条文の制定は1条から2条、3条とつくっていき、29条の次に本来は30条で入っていますね。ただ、その後、その条文に関連することがあるとするならば、29条の2という条文は追加されます。初めから29条の2はございません。まずは連番として、その後で追加されたときには何条の2、何条の1、2、3とかできます。だから、それがいつできたかわかりませんが、条文のつくり方は、私はそのように思います。

議長（西岡良祐君） ほかにありませんか。4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

職員の方を採用されるときに、特に第5条を示されて了解してもらう、そういうことが大事だと思うんですけども、その辺はどうお考えですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 今回の条例の改正後は、当然そのような対応はさせていただきますし、これまで条件つきで事例を交付しております。そのときには6カ月間の条件つきで採用しますと、その結果に基づいて正式採用になる場合は、新たに通知はしませんということをお言っております。

ただ6カ月間に、こういう先ほど申し上げました地公法の第28条ですか、その文言でこうなる場合は免職になる可能性もありますよと、その場合にも事前に採用のときは示しておりました。今後も当然やっていきます。

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第33号、笠置町職員の分限に関する基準、手続

及び効果に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（西岡良祐君） 挙手多数です。したがって、議案第33号、笠置町職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西岡良祐君） 日程第2、議案第34号、笠置町税条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第34号、笠置町税条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第66号）が平成25年6月12日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成28年1月1日から施行されたことに伴い、関連する笠置町税条例一部を改正する必要があるものでございます。以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） それでは、議案第34号、笠置町税条例一部改正の件について御説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法の施行規則の改正に伴います町民税の課税の特例や、法的年金に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収についての改正となっております。なお、今回の改正は笠置町には大きな影響はございません。

それでは、新旧対照表に基づきまして、簡単に御説明させていただきます。

まず、5ページをお願いします。

5ページの第47条の2の部分でございます。この部分につきましては、第1号の文を条文の本文のほうに追加いたしました文言の整備及び第1号、第2号を項の繰り上げでございます。

続きまして6ページでございます。

年金所得に係る仮特別徴収税額等につきましては、これは公的年金に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収につきまして、特別徴収または仮徴収の変更があった場合の取り扱いについて、今回改正したところでございます。

続いて7ページ、第6条でございます。地方税法の附則第19条の2第1項に規定する上場株式に係る譲渡所得の金額を今回追加したことによります文言の整備でございます。

続いて、8ページの第6条の2につきましても、先ほど申し上げました第6条の第4項と同様の改正となっております。

続いて、9ページの第16条の3でございます。これにつきましては、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例につきまして、上場株式等に係る配当所得等の金額の計算方法を定めることに伴います文言の整備を行ったところでございます。

続きまして、11ページの第19条でございます。これも、先ほど申し上げました上場株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例につきまして、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算方法を定めたことによりまして、条例を改正したところでございます。

続きまして、13ページの第19条の2でございます。これは、特定管理株式等の価値を失った場合の分を、特定口座内の公社債の社債としての価値を失ったことによります計算方法等の文を改正したところでございます。これは、一応、第1項及び第2項を全部改正いたしまして、続いて14ページの第3項から22ページまでの第20条までは削除をしたところでございます。

続いて、22ページの第20条でございますけれども、これは削除に伴います条の繰り上げと、附則の改正に伴います文言の整備を行っております。

24ページの20条の3につきましても削除しております。

26ページの20条の2でございます。これは、全て条の繰り上げを行っております。附則の改正に伴います文言の整備を行ったところでございます。

主な改正は以上で、施行期日につきましては4ページをごらんください。

この条例は、平成28年1月から施行するということになっております。ただし、次の各項に掲げる場合は、当該各号に定める日からとなっておりますので、またごらんおきをお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第34号、笠置町税条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第34号、笠置町税条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西岡良祐君） 日程第3、議案第35号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第35号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額13億8,718万7,000円に、歳入歳出それぞれ2,937万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,656万5,000円とするものであります。

今回の補正の主なものは、有限会社わかさぎ経営運営交付金2,580万円、森林整備地域活性化支援交付金126万5,000円、森林山村多面的機能発揮対策事業事務費11万円、新システム移行対策作業委託691万8,000円、それぞれ計上いたしております。

また、府支出金の確定及び内示によるものや、人件費の不用額による補正となっております。財源といたしましては、府支出金、繰入金及び繰越金を充てております。

なお、いこいの館の有限会社わかさぎ経営運営交付金に関しましては、いこいの館特別委員会より、本日までのいこいの館の運営について検討いただいた内容については、委員長より細部にわたる報告をいただきたいと思います。

議員各位には、多忙の中、数回にわたり、またその内容について御審議をいただきましてありがとうございました。以上、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。まず、総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） それでは、議案35号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正額につきましては、先ほど町長が申しあげましたとおり2,937万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ14億1,656万5,000円とな

るものでございます。

それでは、歳入の方から御説明をいたします。

8ページをお願いします。

まず、府支出金の府補助金、2目民生費府補助金につきましては21万8,000円を補正しております。内容につきましては、社会福祉法人の利用者負担減免2名の利用見込みによりまして6万円、地域包括ケア総合交付金15万8,000円、これは内示額でございます。充当先につきましては、老人福祉施設費のほうに充当をしております。

4目、農林水産業費府補助金につきましては、農業委員会の交付金18万9,000円、農業委員会の補助金2万7,000円の減額、いずれも交付決定によるものでございます。農業費の補助金としまして16万2,000円の補正となっております。

林業費の補助金につきましては、先ほど提案理由にもございました森林整備地域活性化地域交付金等によりまして139万9,000円の補正となっております。これは、内示によるものでございます。

続きまして、府支出金の委託金でございます。1目の総務費の委託金につきましては、統計調査の委託金で確定によりまして住宅土地統計調査委託金1万7,000円、選挙費の委託金につきましては、参議院議員通常選挙の委託金23万2,000円の減額、いずれも確定したものでございます。

商工費の委託金につきましては、内示によりまして自然公園の清掃委託金14万8,000円の補正となっております。

続きまして、17款の繰入金でございます。4目のふるさと基金繰入金につきましては、先ほど町長のほうからありました有限会社わかさぎへの経営交付金の財源としまして2,580万円を補正しております。

続いて9ページでございます。繰越金としまして、財源を調整させていただいて今回186万6,000円の補正となっております。

それでは、歳出について御説明いたします。

歳出については、担当課長からそれぞれ説明させていただきます。

私のほうからは、議会にかかわりますものと、総務財政の所管しているものについて御説明いたします。なお、人件費につきましては、現在における不用額等を精査した補正でございまして、主なものだけに説明をかえさせていただきます

まず、議会費でございます。今回の補正171万8,000円を減額しております。これ

は議員報酬及び議員の期末手当の分につきましては議員報酬の減額による減額補正となっております。共済費の49万8,000円につきましては、共済負担金の確定によりまして49万8,000円の減額でございます。

続いて、総務費の1目一般管理費でございます。まず、人件費の中で副町長の不在分、4月から8月分までの分を給料及び職員手当、共済費に反映をさせております。

続いて、13節の委託料でございます。新システムの移行対策作業委託としまして691万8,000円を補正しております。これにつきましては、当初予算で2,102万8,000円を計上しておりましたけれども、導入機器やシステムの追加によりまして補正をお願いしたところでございます。

続いて、11ページをお願いします。

財産管理の備品購入としまして42万2,000円を計上しております。実は、電算室のエアコンが8月16日にふぐあいが生じまして、今はガスの注入等により稼働している状況でございますけれども、中枢機器が集中している場所でございますので、早急に更新を実施したいということがありまして今回お願いをしております。なお、このエアコンは20年を経過しております。

続いて、12ページでございます。総務費の選挙費としまして、参議院議員選挙費でございます。先ほど、府委託金で申し上げましたとおり、委託金の確定によりまして、それぞれの項目を減額させていただいております。

続いて、その下の統計調査の部分の住宅統計調査につきましても、委託金の確定によりまして、報酬としまして1万7,000円の補正を行ったところでございます。

続いて、最後になりますけれども15ページをお願いします。

消防費で、非常勤消防費としまして6万5,000円を計上いたしました。今回の分につきましては、救助用の浮き輪をそれぞれの部に配付をさせていただくということで6万5,000円が主な補正でございます。以上でございます。

なお、16ページ以降は、それぞれ資料をつけておりますので、またごらんおきをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（西岡良祐君） 続きまして、企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） それでは、企画観光課が所管いたします部分について御説明申し上げます。

まず、11ページをお願いいたします。

総務費、総務管理費、企画費、負担金補助及び交付金で、有限会社わかさぎ経営運営交付金といたしまして2,580万円を計上しております。

次に、飛びまして15ページをお願いいたします。

商工費、商工費、観光費、委託料で、これにつきましては京都府からの委託事業で、府立自然公園内の松くい虫防除作業委託といたしまして20万円を計上いたしております。以上でございます。

議長（西岡良祐君）　続きまして、住民課長。

住民課長（東　達廣君）　失礼いたします。

住民課が所管します歳出予算につきまして御説明申し上げます。

12ページ、総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費で戸籍の原本の和紙が、当初歳入漏れがございましたので、足らなくなりました。発注かけさせていただき予算2万7,000円を計上させていただいております。

それから、13ページ、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で152万6,000円。内容としましては役務費で、障害の認定のほうの主治医意見書手数料6,000円、それから障害程度区分認定調査ということで新規に1名が予定されますので、その4,000円。それから繰出金でございますが、これまた特別会計のほうで御説明申し上げます151万6,000円。それから、続きまして4目の老人福祉費で64万1,000円を計上しております。この中身は、負担金補助及び交付金で社会福祉法人利用者負担減額該当者が2名予想されますので8万円、それから23節の償還金につきましては、過年度の老人医療に係る返還金22万6,000円を計上しています。それから、28節繰出金につきましては介護保険特別会計に係ります法定繰出金でございます。

それから、5目の老人福祉施設費でございます。これは地域包括ケア総合交付金という京都府の10分の10の交付金で、バイクを購入させていただきます。それに係る役務費、保険料と備品購入費、合わせて17万7,000円でございます。

続きまして、民生費児童福祉費、児童福祉総務費のほうで87万3,000円計上させていただいております。1節報酬でございますが、6月で可決いただきました子ども・子育て会議の委員報酬6万6,000円でございます。

それから賃金、これは保育所の職員の配置に伴いますアルバイト賃金の増、それから現予算残を見まして今後の維持管理に係る一般人夫賃金、作業量がふえておりますのでその増、合わせて80万7,000円の増額でございます。

それから、2目の保育園費の賃金も51万補正させていただいております。これも保育士の配置の都合により不足分を計上させていただいているところがございます。

最後に、14ページの中段、衛生費、清掃費、塵芥処理費、需用費で13万7,000円。ごみ処理場に係る備品、それから啓発看板の費用として計上させていただきました。以上でございます。

議長（西岡良祐君）　続きまして、建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君）　失礼いたします。

建設産業課が所管いたします歳出の御説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。下から2つ目なのですが、農林水産業費、農業費、農業委員会費、補正額はゼロでございますが、これは、財源の組み替えでございまして、交付金、補助金と農業委員会関係の決定によるものでございます。

次に移りまして、農林水産業費、林業費、林業振興費といたしまして139万9,000円を補正させていただいております。内訳といたしましては、賃金3万1,000円、これはアルバイト賃金でございます。需用費10万3,000円、消耗品でございます。

次のページに移りまして、負担金補助及び交付金126万5,000円、これは森林整備地域活動支援交付金でございます。林業振興費の今回の補正に関しましては2つの事業がございまして、1つ目は森林整備地域活動支援交付金と申しまして、これは昨年度、平成24年度から実施しております森林経営計画を樹立した森林活動に国が補助をするものでございまして、平成25年度、本年度につきましては、昨年度に引き続きまして本年度は55ヘクタールについて間伐の同意、境界の確認、測量等を実施するものに国が京都府を通じまして支援をするという事業です。

もう一つ、2つ目につきましては森林山村多目的機能発揮対策事業というのがございまして、これは25年度、本年度からでございますが、これは先ほどの事業とは異なりまして、森林経営計画を樹立できていない森林について、森林を保全する活動をする実施団体に、国の補助を受けまして京都府のほうから補助をするという事業でございます。この交付金は京都府から直接実施団体のほうに交付されますが、それに関する事務費については町のほうに交付されることになっております。

ページちょっと戻りまして、14ページの、今2つの交付金の補助を申し上げましたけれども、節のほうでいきますと、アルバイト賃金につきましては、2つ目の森林山村多目的機

能發揮対策に係る事務費でございます。

それと、需用費につきましては、この2つの事業に係るものの消耗品でございます。それから最後、15ページのほうの森林整備地域活動支援交付金というのは、先ほど申しましたように、国が森林経営計画を樹立した団体に交付するというので、国が京都府を通じて、また町を通じて団体に交付するというので、国が10分の10、全て国費ということになっております。説明は以上でございます。

議長（西岡良祐君） それでは、質疑の前に、今回補正でいこいの館に対しての運営交付金が計上されておりますので、ここで、いこいの館運営対策委員長より経過報告を求めます。いこいの館運営対策委員長、杉岡義信君。

いこいの館運営対策委員長（杉岡義信君） 報告をします。

いこいの館運営対策特別委員会におけるこれまでの審議結果について御報告申し上げます。本年3月に開催された笠置町議会定例会にて、いこいの館を第三セクターとして運営していくことを御報告いたしました。

その後も、当委員会は本日までに1回の現地視察と7回にわたる審議を重ね、今後の運営のあり方に関する審査及び調査を行い、有限会社わかさぎの代表取締役社長である町長と検討をまいりましたので、今までの経過を含めて審議の内容を報告いたします。

まず、第三セクターとなるまでの経過ですが、笠置町においては、もともと税収基盤が脆弱で、長引く景気低迷の影響もあり、町税収入は減少傾向にあります。さらに、今後は少子高齢化、人口減少などにより一層の町税減収が見込まれる中、赤字経営が続くいこいの館への支出は、ともすれば町自体をも破綻させてしまうことを連想させるまで膨らみ、自力で経営を回復させることは今後も難しいと判断せざるを得なくなりました。

閉館という道も含めての検討を再行った結果、今や笠置町のシンボリック的存在となったいこいの館をなくすことは、町のともしびが消えるようなものだから、どうにか存続をしたいという町長の考えに我々も同意し、何とか残す方向で考えた末、民間企業に介入していただく第三セクターという方法を選びました。

そして4月24日に奈良県香芝市の株式会社料理かしばと、有限会社わかさぎが業務委託契約に調印をいたし、既に7月1日より第三セクターとして運営を開始いたしました。

今回、いこいの館運営対策特別委員会が新たに御報告申し上げる内容は、株式会社かしばとの主な契約内容と、今回一般会計から補正されるいこいの館への交付金の内容でございます。

まず契約の主な内容ですが、平成25年7月1日から平成28年6月30日までの3カ年間、いこいの館の施設にある食堂、喫茶、宴会場の飲食経営業務及び浴場経営業務を委託し、全ての売上金の3%を使用料として有限会社わかさぎに支払われることになりました。

株式会社かしばは、有限会社わかさぎに対し2,000万円の保証金を納入しています。この保証金はほかの契約に違反しない限り、契約期間が切れる3年後に株式会社かしばに返還されます。

今後の経営費用の大まかな分担は、施設、建物の増改築や補修、維持管理費及び施設の修繕に要する10万円以上の経費については双方で協議して有限会社わかさぎが、その他、厨房施設費、光熱水費、燃料費、衛生費、人件費等は株式会社かしばが負担します。

次に、今回一般会計で補正される、いこいの館に対する交付金の内容について御説明申し上げます。

補正される金額は2,579万9,208円でございます。このうち499万4,107円は、5月に支払わなければならなかった固定資産税などの税金や保険料、保守点検費、ガソリン代など、支払いが遅延していたものでございます。

また、6月に使用した電気代や水道代、灯油代のほか、修理費、ボイラーや地下タンクなどの保守点検費、その他修繕費に係る費用が1,469万2,595円です。これは民間企業に業務委託をするに当たり、古くなったもの、壊れたものを全て修理や交換するためのものでございます。

次に、保証金返済金として350万円。保証金返済金とは、株式会社かしばと今回契約する2年前、同社と喫茶、食堂及び宴会場の飲食に関する部分を業務委託しました。そのときに株式会社かしばから納入された保証金350万が全て使用されています。保証金は本来使用してはいけないものですが、業者への返済等に充てられていました。それを補填するためのものです。

最後に、社員退職金の会社負担金が261万2,506円です。

合計、2,579万9,208円が今回の交付金です。

なお、この交付金にはドッグランを含んだ多目的広場に係る経費は含まれておりません。

今回の業務委託のメリットは、売上金の3%が使用料として常時、有限会社わかさぎに納入されることです。これは経営自体が黒字であっても、赤字であっても、必ず株式会社かしばから支払われます。

行政においては、有限会社わかさぎの社長である町長を始め、わかさぎを指導、監督する

企画観光課にて、より一層の管理をしていただき、株式会社かしばとともに、斬新な改革を始め、多方面において革新的な改革を今後積極的に進められるよう要望いたします。

最後に、当委員会といたしましては、いこいの館の運営が適正に行われ、いずれは軌道に乗って経営が安定し、再度、笠置町の活性化の基盤となることを目指し、今後も活動を行いたいと思います。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 質疑に入る前に休憩いたします。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前11時00分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

15ページの松くい虫の防除と消防、その続きでも構わないですし、後ででも結構ですけれども、救助用の浮き輪はどんなもんか。

最初に、松くい虫の駆除なんですけれども、この庁舎出たらもう笠置山のあれがそうですよね、笠置山府立公園の。これぐらいの事業費でやれるんですか。それと、笠置町全体を見ましたら、今かなり、まだ秋でもないのに色が変わってきていると。それを把握してもらっているのか。それも将来はするのか、もうそれはお金がないから放っとくのか、とりあえず府立公園だけするのか、そこのところどうですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼します。ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、松くい虫の防除でございますが、これは、もうずっと以前から、毎年25万円町がずっと単費で負担しておりまして、笠置山の自然公園の中で周遊道路がありますけれども、そのあたりの松をずっと駆除しておりました。昨年24年度からは、これは公園の中ということで、うちの中で予算の検討のときに、当然京都府の公園の中にもありますので、京都府に何とか補助してもらえへんかという話がございまして、約3年ほど前からこの話をずっとしてまして、去年24年度から京都府の補助がつかまして、年間20万でございますけれども、それでやるようになりました。毎年、松の木でいいますと約10本から20本ぐらいに、樹幹注入と言いまして薬を注入して、あと、また根のほうに薬を散布して、毎年続けてきております。これにつきましては、効果という点ではっきりしたものは現在わかっており

ませんが、私の課でいろんなところで、例えば林道の松がたくさん枯れて倒れているとか、そういうのがずっとありますけれども、そのあたりにつきましては、枯れている松はあるもののまだたくさん残っておりますので、何らかの効果は出ているというふうに思っております。それで、京都府のほうにその話をさせていただきまして、補助を得ております。

もう一つ質問ございました、ことしの7月から、急に、役場から前を見て笠置山周辺にたくさん枯れ木が出てきました。ナラ枯れという、ナラの木の中に虫が入って枯らしていくということなんです。急に出てきましたんで、これが7、8月に一気にあの色になるということを知っていて、京都府のほうの今の林部の関係と調整をしております、全国的にこれが来ております。京都府でも北のほうからずっと来ておりますが、その辺のメカニズムとかいろいろあるんですけれども、いろんな説もございまして、それにつきましても、京都府とのほうで今いろいろやり取りをしております。その対策につきましても、そういういろんな補助とかもあるということで、うちで実施できる分につきましては何らかの形で、先ほど申しましたように京都府の府立公園の中にもありますので、その点につきましても、京都府の中で、林だけと言わずに公園の関係とかそのあたりの調整をしていただくように今連絡をしております。以上です。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） ナラ枯れの件なんですけれども、今京都府と協議しているということなんで、また秋になったら戻るんですか、あれは。いやいや、ちょっと、今あの色になっているやつあのまましくんか、協議して来年も放つとくんか。すぐに対策とらんと、虫というやつは木に飛び散るという可能性があるんで。それと、ああいう急傾斜地のところで切るのはかなり工夫が要ると思うんで、これは笠置町でされるんか、笠置町が京都府から委託されてされるんか。余りにも検討が長過ぎると、またええことないんで。そこんところどうですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼します。

ただいまの御質問ですけれども、今おっしゃったことは、一気に枯れてきましたんで、同じやっぱり危険な場所ということも、それと、このままどのようになるかということも私もわかりませんでしたので、気づいた時点で京都府のほうにも相談しております。

先ほど申しましたように、以前から、もう十数年前から、京都府内でもなっているところがありますので、何というんですか、ナラ枯れの先進地というんですか、先にならっているところ

ころの状況とかも京都府のほうでは十分把握しておりますので、あれがどのように今後なるかということも含めまして、どういう対策したらええかということも、今現時点では私どもわかりませんので、それを今後やっていきたいと思いますが、先ほどもおっしゃったように、今ナラの木が葉っぱがあります。枯れているやつは茶色くなっています。これが、虫が入りまして枯れている分につきましては、今後10月以降、11月ぐらいになりますと落葉します。普通の木は落葉するんですけども、今ナラが入って枯れている分につきましては、この冬葉っぱが残ると、逆に枯れた葉っぱが残るというふうに聞いています。それも、先にナラ枯れになっているところがあるということから、京都府のほうからそういうことも教えていただいています。それで、先ほど言いましたように、今後につきましては、今京都府とのやり取りをしておりますので、何らかの対応ができるものでしたらやっていきたいと思います。

先進地のほうでは、やはり、もう枯れた分につきましては戻りませんので、危険防止のために切っていかなければならないということも聞いております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 課長、もう一回だけ聞きますよ。

今赤くなっている木は枯れていないと。枯れていれば、あの葉っぱが残るということやね。それで、落ちてしまえば枯れていないということか。もう、そののところ、ちょっとわしらには、またちょっとようわからんのやけれども。わしらは、もう枯れたら葉っぱは落ちると反対に思うてんねんけれども、枯れていなかったら葉っぱが落ちると。それで、枯れていたら葉っぱは残ると。ちょっと、わしらもう一つぴんとこんのやけれども、ほんでそれが残ったら、虫は殺せる何か薬があると今言わはったけれども、ほんで、それ以外は切ってしまうと。ということは、まだまだ時間があるということですね。この秋、冬が一応目安ということで見ているわけやね、今。

議長（西岡良祐君） ちょっと、質問に対してもっと明快に答えてください。

だから、今、杉岡議員が質問しているのは、今立ち枯れ起こっているやつがこのまま放っておいてええのかどうか、どういう対応していくのか。そういうことを質問してんねんから、それに対して答えてください。葉っぱが落ちるとか落ちひんとか、そんなこと今関係ないやろ。

はい、どうぞ。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼します。ちょっとまとめて回答させていただきます。

まず、今枯れているやつにつきましては、もう枯れてしまっていますので、そのまま放置

して、木が大きいので危険ではありますので、いずれ切っていかなければならないと思います。これがどのぐらい広がるかというのは、全ての木には広がらないということも聞いていますので、今後は幾らか残るということも聞いています。

ただ、先ほども何遍も申しますけれども、先にそういうふうになっているところにつきまして、色んなデータは京都府持っていて、どのようにしたらええかというのがちょっとわかりません。今の現状では私どものほうは把握しておりませんので、今ちょっと、その辺のことを京都府とやり取りしておりますので、今後、またその辺の報告もさせていただきたいと思っておりますので、現時点ではこのぐらいしかお答えできません、申しわけありませんが、以上です。

(「では、枯れているやつは切るということやな」と言う者あり)

建設産業課長(川西隆次君) はい。全部切れない場所もあるかと思えます。危険になりましたら当然切っていかなと思えますので、そういうことで御理解いただきたいと思えます。以上です。

議長(西岡良祐君) よろしいか。総務財政課長。

総務財政課長(田中義信君) 先ほど、消防の関係の消耗品ということで、浮き輪がどのような物かという話の質問いただきました。実は毎年、議員さんも御承知のとおり、水難防止訓練等を中部消防と、消防団とで一緒に木津川でやっております。ことしもその際実施した際には、笠置町はやっぱりどうしても河川というのがありますので、各部に救助用の浮き輪を1つずつぐらい持ったらどうかという話がありました。それで、その物につきましては、現在中部消防が持っております類似品を今考えおります。1輪につきましては、大体6,500円から7,000円ぐらいかなというぐあいに考えております。以上でございます。

議長(西岡良祐君) 建設産業課長。

建設産業課長(川西隆次君) すみません、ちょっと先ほどのナラ枯れの件で、私ちょっと説明の仕方がまずかったかもしれませんけれども、まず、先ほど切るというのがありました。それは京都府から聞いております。ただ、危険とかいろんな面がありまして、全部町がする場所であるかどうかということも含めまして、京都府と今相談しておりますので、現時点では、町がまだ切るとか、それも何も決まっておきませんので、先ほど申しましたように、また今の状況を改めて報告させていただきたいと思えます。以上です。すみません。

議長(西岡良祐君) 7番、杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 13ページの備品購入のバイク、これ、50ccなのか、自動二輪なのか、大型、中型という形あるんですけれども、それは、もうバイクというたらスクーターを想像したらよろしいんですか。これをどういう形で使おうとするんですか。ちょっと教えてください。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。

バイクの種類でございますが、俗に言うスクーター、50ccでございます。使用方法でございますが、包括支援センターで使用する予定をしております、包括支援センターは旧保育所、すまいるセンター、小学校の上のほうの建物にございまして、そこがお年寄りの相談業務の一手を担っております。そういう相談業務にすぐ行ける乗用車というのが1台しかございませんで、なおかつ、よく使用頻度がある。それで、機動的に動けるスクーターを交付金で今回整備するものでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子さん。

6番（石田春子君） 私、15ページの林業の負担金額で、交付金のところで御丁寧に説明いただきましてんけれども、これは場所はどこでしょうかしら。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 15ページの森林整備地域活動支援交付金の場所でございますが、これにつきましては、昨年度森林経営計画というのを策定した場所でございます、小字で言いますと、長谷、ススキ谷、西風曾谷、夜干、平尾という場所に当たります。以上です。

議長（西岡良祐君） わかりましたか。1番、田中良三君。

1番（田中良三君） 田中です。

この森林交付支援受付金額のやつ、これと松くい虫の事業のやつ、これは、もうやはる人とか確定されているんですか、この15ページの。

それと、商工会費の松くい虫の事業委託となってるの。これは誰がさはるとか、もう確定しているんですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問にお答えいたします。

15ページの今回の補正で上げました森林整備地域活動支援交付金につきましては、先ほども申しましたけれども、昨年度から森林経営計画を作成されて、それに基づいて森林の作

業を実施しておられるところに交付することになっております。それが、もう京都府を通じまして国のほうに申請をされております。

先ほどもありましたけれども、もう一つのほうは、松くい虫につきましては、ずっと以前から森林組合のほうに委託して続けていただいておりますので、そのようにする予定でございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

予算書の11ページ、わかさぎ経営運営交付金についてお聞きをします。

これまでも町財政から支出をしてきましたが、その累計を教えてください。また、今後は町財政から支出することはないのでしょうか。答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま向出議員のほうから、有限会社わかさぎへの交付金が累計で幾らかという質問だと思います。

申しわけございません。正確な数字はまた後ほどお答えさせていただきますけれども、出資金等そういう経営交付金を含めて約3億程度かなと思います。後ほど、また昼からでも正式な数字をお答えさせていただきますので、よろしくお願ひします。

議長（西岡良祐君） 財政課長、それだけか。ちょっと待って。まだ答弁1件足らんよな。

財政課長、それだけか。今後出すか出さへんかということ質問しているやんか。

総務財政課長（田中義信君） すみません。今後の分につきましては、先ほど来、町長また特別委員会の委員長から話ありましており、経常的な経営につきましては委託先のかしばで行うと。ただ、大規模改修等々10万円以上のものについては、協議を行った中で、有限会社わかさぎが負担する分が出てこようかなと思います。その際、有限会社わかさぎのほうで財源があるとするならば、そちらからの拠出になると思います。ただ、大規模になれば、それを上回る部分については、当町の同じような交付金の形で出る可能性は、現在のところはないとは言い切れません。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

わかさぎの収支の見通しについてお聞きをします。

わかさぎに入るお金は、現在の売上高で計算すると年450万円ほどとお示しをいただいております。一方、わかさぎが出す費用としては、施設の修繕に要する10万円以上の費用と、

また、わかさが雇う、金銭のチェックなどを行うアルバイトの賃金が主なものですが、年どのぐらいの金額を出すことになるのでしょうか。どのぐらいのお金が入り、どのぐらいのお金が出ていくことになるか、収支の見通しについて答弁を求めます。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 向出議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、有限会社わかさぎの収支について、今後どのようになるかという御質問でございます。

ただ、現在、3%のいわゆる手数料収入という形で入っております金額、年大体450万と計算をいたしました。いこいの館の運営委員会のほうでもるる御説明を申し上げましたとおり、回数券等の精算を含めると、やはり、この450万というのはかなり難しい数字ではないかなと私は考えております。その中で有限会社わかさぎの支出いたします主なものは、アルバイト賃金、固定資産税等々になってこようかとも思います。その中で収支をと聞かれますと、まだ、はっきり申し上げてわからないのが現状であります。私は、少なくともこの450万の半分ぐらいのものは残せたらなという思いを実は持っております。そうした中で、これからやはりかしばがどの程度営業されるか、経営を伸ばしていかれるかというところにも、やはりかかっているのではないかなとも思います。

そういったことで、今のところは収支がとんとんにいけば私はいいのではないかなと、実のところ考えているところでございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

今、向出君からも話、わかさがありましたけれども、それと、委員長からも先ほど提案というか、何とか説明ありましたけれども、今回2,500万円、町長になられてからふるさと基金は、田中課長、3億57万ありましたんです、3億57万。それで、今の町長になられてからですよ、それ以前はちょっと調べていませんけれども。これは議事録を見てした数字が、今、町長になられてから、この20年から25年、今度9月入れて、1億3,162万円使用されるという形になります。これも議事録見て間違いのない数字だと思います。そうして、ふるさと基金が今残っておりますが今回1億9,000万余りでしたけれども、これを2億8,000万ほど引けば、残りもう1億6,895万余りしか残らない状況になるわけですね。本当に困ったことに、いずれこれからは、何と言いますか修繕費とか、特に修繕費の関係。今おっしゃったように、年収が450万とおっしゃっても、これは私はもっと少ないとは思う。前、私も450万と試算しましたけれども、これは二百四、五十万違うか

なという試算しましたけれども、その中で、この1億6,895万しか残らない。もう、先ほども言いましたように、1億3,000万使っておられるわけですね。だから、特別委員会でも言っていましたように、町長は基金はできるだけ使わないと常日ごろ私の答弁でも言っておられます。今回、この2,500万、800万のうち、基金を使わないという努力をされたか、その辺のところをちょっとお聞きしたいんですけれども。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 今回のいわゆるいこいの館に対する助成費であります2,500万に關します我々の努力、いこいの館を經營する我々、そして、従業員に対する努力はどのようなことであつたかということをお聞きしたいと思います。

我々といましては、最善の努力をしまいたつつもりであります。そうした中で、非常に残念なことです、赤字經營に陥らなければならなかつたというこの状況は、やはり我々經營者そして全ての従業員にその責任があるように思うわけでございますが、しかし、現在の状況、經濟等々を考へてみますと、やはりあつた温泉施設というのは經營が非常に難しい状況にあるようにも、私は考へます。そうした中で、具体的に、それじやどのような努力かと問われるかと思いますが、問題になっておりましたドッグランも、結果的には私は失敗に終わったかとも思いますが、何らかの形でその經營を改善していこうという、その姿勢だけは御理解をいただきたいと思ひます。

やはり、今まで私が町長就任以來、いこいの館に關しましては、非常に皆さん方にも御迷惑をおかけしてきました。その中で、私が引き継ぎましたときにも、やはり、いこいの館の經營というのは非常に危機的な状況でありました。その中でどのように改善したらいいかということで、当時の議會議員の皆さん方にも御相談の結果、食の部門を民間に委託してはどうだろうかという御提案を申し上げ、それが一番ベターだろうという回答をいただいたところでございます。非常に結果が伴わない改革で、まことに申しわけございませんが、今回こういつた結果になつたということで説明とさせていただきますと思ひます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

私はそういったこと聞いていなくて、今ふるさと基金を使わない努力をどのようにされたかという質問をしているわけです。今ドッグランのこともおっしゃいましたが、あれは、私が委員会で質問したら、同僚委員がこれはボランティアでやつたと。ほんなら、予算表を見たら今回21万上がつて、この前また21万取り下げなつていました。そういった状

況なんですけれども、それも1つの方法かもわからん。結局は、しかし、町財政から21万何らかの形で出すという形になるわけですね、それは。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） ドッグランの話にいたしましても、先ほど委員長のほうから説明のあったとおりでございます。ドッグランにつきましては、その取り下げを行いました。それについての経過の説明は、委員会のほうでも十分させていただいたと私は考えております。その後の費用については、有限会社わかさぎの、いわゆる経営の中から支払いをしていければと考えております。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それでは、町長、基金を使わない努力の中で、平成18年、平成20年に取締役の方が、当時500万、250万円出資されています。出資というか、後でこれ返しているから、これは迂回融資で本当はだめなんですけれども、こういう考え方は今回されなかったんですか。取締役今2人おられますけれども、そういった方でこういう融資というか、される予定はなかったんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 取締役からのいわゆる融資はございません。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） いやいや、18年、20年にはこうやっているわけですね。何でできないんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 平成18年、20年、当時の取締役から融資をお受けしながら、その支払いを行ったという事実は実はございます。

今回何でしなかったのかということでございますが、先ほど議員もおっしゃったように、私は、できる限りこういう迂回融資というのは避けたほうがいいのではないかと判断したからでございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） 次に、それじゃ、私は委員会で副町長の不用額を、これ4月から8月なのか、4月から9月なのかはわかりませんが、この不用額を、これを使ったらどうかと委員会で言ったときに、町長はこの不用額はそのままにしておくとおっしゃいました。し

かし、私はもう不用額をそのまましておくのもおかしいなと思ったんですけれども、今回、ここに副町長の不用額が出ております。特別職給292万5,000円、期末手当90万1,000円。380万6,000円もの金が出ております。これを、もう同じ、迂回融資みたいな形、町からお金が出るんですけれども、基金は置いといて、とりあえずこの不用額、もう382万を、基金が250万やったら、こっだけ引いたら2,100万か、2,200万で済むわけですね。だから、なぜこのことを、前回のときに不用額はそのままだにしておくとおっしゃったんか。1カ月もたたないうちにこういうところに予算計上がされておるんですけれども、これはどういったことですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま大倉議員から、特別職の給与の分について、特別委員会での町長の発言と今回の予算提案との、その当時の食い違いという部分があったと思います。特別委員会のやっているときにはまだ町長には予算書の説明はしておりません。それは、総務財政のほうで、各課から吸い上がってきた予算書を、各課のヒアリングを行い、最終的に町長の査定を受けるという部分でございます。そのときに町長のほうに、実際副町長が不在になるので、4月から8月分までについてはちょっと減額をさせてほしいという話をさせていただきました。その後、町長のほうから、特別委員会の報告はなかったと思いますけれども、これは行政の執行という部分で御理解をしていただきたい思います。

それと、大倉議員がおっしゃっている、ふるさと基金を取り崩さずに、こういう不用額をいこいの館の経営の交付金に回したらどうかと。確かにそれは1つの案として私もあると思います。ただ、そういう部分で回したときに、大倉議員が今表を見せておられました、そして、向出議員さんからもありました、わかさぎへ出資したやつが経営交付金が幾らかというのが、この一般財源を使えばわからなくなるということもございます。よって、私は、ある部分で明確にするために、ふるさと基金がある限り、有限会社わかさぎへはその分を使っていきたいと。

それと、もう1つ。

今非常に財政は厳しいですけれども、最終的に不用額等が出た場合、このふるさと基金へ積むというのも1つの施策としてあります。逆に言えば、大倉議員がおっしゃっている特別職の給料の分を、今年度の3月末でふるさと基金へ積むという方法、考え方はそういう部分もあると思います。よって、その財源等についてはできる限り我々のほうで任せていただいて、何とかやらせていただきたいと思いますので、御理解をしていただきたい。

それと、特別職の副町長の不用額の方でございますけれども、冒頭御説明させていただいたとおり、給料、期末手当以外にもございまして、合計で573万8,000円を今回不用で落としております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） だから、今課長がおっしゃったように、できるだけこういったところに基金を積み立てて、今後もやっていただければありがたいなと思います。そうでないと、先ほど来、もう従来から出ていますように、老朽化になって、例えば、大家という形になっていきますから、その改善費用が450万に消えて、200万、到底出てきません。できるだけ残せということで、先ほど言いましたように、もう町長になられてから、今までもう1億3,000万も使っておられるわけですね。ただ、町長になられてから、この9月は町長の責任と言ったらわかりませんが、ただ、22年8月は、このときには、先ほどから出ていますように、食が民営化されれば黒字になるとおっしゃったから、その責任はどうなんですか。そこからまだ1,000万、今度2,500万余り出すのか。食堂が民営化したらとんとんか黒字体制になると、議事録もずっと見ていました、そないなっていますけれども、その辺は見通し甘かったんですか、どうなんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 22年当時、議会でもこの件についてはいろいろ御議論をいただきました。その結果として、やはり、食の部門を民営化することで風呂の部分だけだったら黒字になるだろうという試算は、議会のほうでも十分に審議をいただいたところでございます。その結果、しかし、お客さんの伸び悩み等々、非常にその原因も幅広くあったわけですが、私は、当時その計画が甘かったのかと言われれば、それは甘んじて受けなければならぬだろうとは思いますが、その当時の時点にさかのぼって考えますと、やはり22年民営化した当時では、風呂の部門だけで十分に黒字が出るという試算のもとに始めたわけであり、その結果が伴わなかったことはまことに残念に思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 3番、大倉博君。

3番（大倉 博君） それでは、ふるさと基金を使わない方法で、もう一つの考え方。

例えば、町長に申しわけないけれども、町長の財布を二、三割カットするという方法はいかがですか。これは審議会とか関係なしに、下げる場合は幾らでもできるわけで、この前の山田知事も、あの人は今2割カットことしされているみたいですが、そういった方法もできる可能性はあると思うんですけれどもいかがですか。我々はこの前1万円ずつ削減し

ました。そのときにも町長は、私が質問したときには、我々が削減したら削減するとおっしゃったけれども、そういった意気込みはどうなんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 町長の給与は私自身の判断にかかっていると思います。検討させていただきたいと思います。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） それでは、ぜひともこれ前向きに検討。検討ということは、今まで検討、検討と聞いていましたけれども、本当に検討した結果がなかなか伴わないという感じなので、もう本当に真剣に考えてくださいよ。

次に、先ほど杉岡議員もおっしゃったけれども、350万の保証金の関係ですけれども、これは、先ほど杉岡議員がちょっと勘違いされたんか、これは3年前の契約なんですけれども、2年前とおっしゃったと思うんですけれども、それはまあさておき、その350万の契約、杉岡議員もおっしゃっていましたが、この契約の中では保証金とはどんなものか。

保証金、第4条で、要するに、相手の不履行があった場合にはその保証金を出すという形。町が勝手に本来出してはいけない保証金なんです。それ、今ずっと出してきたわけですよ。この前、私は委員会で通帳の写しを出してほしいと言ったら、こういう形で350万が入っています。だから、これは本来なら特別会計、特別というか定期預金か何かするべきものを、そのまま350万入っております。だから、こういう形で使われたと思うんですけれども。こういった形じゃなく、今回2,000万入りましたけれども、ぜひともまた通帳を提出お願いします、定期預金したような形の通帳を。そうでないと、今回みたいに、また350万、2,000万がこんなもんに使われたら、また何年後にか、結局ふるさと基金から出す形になるかもわかりません。だから、これは相手の不履行があったときには使えるという条項です。だから、こっちが勝手に恣意に使ってはいけない予算です。だから、ぜひとも通帳の写し、我々それ確認したいと思いますので、ぜひとも出してください。どうですか、出せますか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 後日、出させていただきます。

（「ぜひともお願いします。それでは、次に、今現在、副町長がことしの4月から……」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 続いて質問か。

(「3点目ですよ、これ、3問目。これ、私ちゃんと1問、2問、3問としていきますんで」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) はい、挙手して。大倉博君。

呼ばれてから発言してください。

3番(大倉 博君) 副町長の不用額に関連して、今、この9月でも、議会でも人事案件が出ていないんですけれども、25年1月から本当に9月まで今回おらない。ほんで、9月議会でも提案されていないということは、もう12月まで丸1年間副町長がおらないという異常な事態かどうかわかりませんが、これはいつ出される予定ですか。

議長(西岡良祐君) 町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 副町長の件に関しましては、私も、やはり町長1人で切り回しをしているのは非常に難しいわけでありまして、副町長については早急にその人事を進めたいと思っておりますが、やはりなかなかその受け手もないのも事実であります。昨年の12月に副町長の人事案件を出させていただき予定でしたが、都合によりぐあいが悪くなったということで、現在に至っております。いつ、じゃ副町長つくるのかと言われても、相手のあることですので、この場で、いつ副町長が就任いただくという回答はいたしかねます。以上です。

議長(西岡良祐君) 3番、大倉博君。

3番(大倉 博君) それでは、副町長のかわりに、提案なんですけれども、例えば参事職とかを置いて、例えばですよ、参事兼総務課長とか、財政課長と切り離してですね、そういう形とか。そうでないと、町長がおられなかったら、ナンバー2はどなたになっておられるんですか。だから、もし、私の提案で参事兼総務課長とか、総務課長でええかどうかわかりませんが、私言いましたけれども。要するに参事職を置いて、そういった形も1つの方法としてありますが、その件についてはいかがですか。

議長(西岡良祐君) 町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 参考にさせていただきたいと思っております。

ナンバー2につきましては、それぞれの各課の課長がナンバー2であります。

議長(西岡良祐君) 3番、大倉博君。

3番(大倉 博君) それでは、今後、また一般質問で私が質問する予定で、いこいの館の総括というか、民営化になってからやる予定しておりますので、そのときにまたいろいろと質問したいと思います。

そして、今回提案されている2,580万の中には、今言いました350万使われたこと。それから、私は前から言っていますいわゆる電気代とか水道代のランニングコスト、これには使用してはいけない。いわゆる修繕費とか、そんなんは当然に町が持たないけないんですけれども、だから、そういうことには、町が修繕とかすることに私は賛成しますけれども、今回出ておりますこの350万とか、電気代、水道代のランニングコスト、これも前から言っています、これには私は反対します。以上で、私の質問を終わります。

議長（西岡良祐君） ほかに。4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

私もいこいの館運営交付金についてお聞きをします。

中身については、杉岡委員長から詳しく報告がありました。私は、これからのいこいの館のあり方について、前の議会で、この先の将来を見据えて指定管理や、また、どうしてもやむを得なくなったとき目的外使用もできるように、有限会社をなくしていき町直営にしていくべきではと提案をいたしました。そのためにも、今回の2,580万は交付金ではなくて、わかさぎの財産を町に移す費用にすべきではと質問いたしました。町長は検討すると答弁をされましたが、交付金となっております。どう検討していただいたのかお聞きをします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） まず、1点目のいこいの館の将来の使用方法についてということで御質問があったと思います。

いこいの館の使用目的は、適管法が現在ある限り、目的外使用はできないことになっております。やはり、起債後の話となるのではないかと、起債償還後の話なるのではないかなと考えます。

それから、町の直営にしてはどうかということでもあります。町の直営ということになってまいりますと、やはり、今までの有限会社わかさぎの経営そのもののような状態に、またもとに戻るのではないかなという危惧もあります。よって、第三セクターにするか、指定管理にするかということで、議員の皆さん方にも御検討いただいたところであります。

今回の有限会社わかさぎに対する交付金をどのような目的で交付すればいいのかということについては、私は、西村議員おっしゃるとおり、前回の議会でもおっしゃったとおり、資産を交付金で買い取るという形のものでどうかという御提案がございました。その提案が今回の特別委員会にでも出るかなということを思っておりましたが、全くその話も出てまいりませんでした。今回の2,500万何がしかの交付金については、やはりこれからのいこ

いの館のあり方、町の立場というんですか、そういったものも考えますと、今回の補正はやはり皆さん方に御理解をどうしていただきたい。そして、またゼロからのスタートという形で、再度スタートしていきたいと考えております。やはり、西村議員おっしゃるように、これからのいこいの館の経営のあり方は、第三セクターよりも指定管理のほうが私もベターのように思います。これからは、そういった方向に向かって進んでいければと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

私は、今申しましたように、有限会社わかさぎは将来に向けてなくして行って、町直営にされるべきと考えます。役場の担当課が管轄すれば人件費も削減できますし、日々の情報も町長に入ってきます。何よりも、町直営にしておけばいろんな対応が可能になります。私はこのように考えますが、町長はいろんな意見を酌み上げられて、将来のいこいの館のあり方についてベストの姿を模索していただきたい、私はそう思います。町長のお考えお聞きします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 西村議員の、町の直営にしておけば町サイドで全て仕切っていけるのではないかと、そのほうがやりやすいのではないかとのお考えだと思います。

確かにそれは言えると思います。私は、今回の第三セクターの話に、去年の8月にも町の直営ということをしたことがあると思います。今回のこの第三セクターの前に、私は町の直営も考えているんだという説明を議会でもさせていただいたと思います。しかし、町の直営にすれば町サイドで全て仕切っていける、それは確かにそのとおりだと思います。しかし、その経営の中身については、やはり私は、民間のほうでその経営をやっていたほうが、より利用者の方に対するサービスの向上につながるように、私は実は考えております。

これからのいこいの館のあり方、ことしから3年間猶予があるわけですので、これからゆっくと、とくと考えていきたいと思っております。

議長（西岡良祐君） ほかにないですか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第35号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手多数です。したがって、議案第35号、平成25年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

議長（西岡良祐君） 日程第4に入る前に、午前中の向出議員からの質問のいこいの館の補助金、交付金等についての説明を総務財政課長からしていただきます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 失礼します。

午前中、有限会社わかさぎへの補助金、交付金をふるさと基金から累計で幾ら出したかという質問を向出議員からいただきましたので、答えを言わせていただきます。

ふるさと基金からの支出合計では1億9,801万4,000円でございます。それ以外で、いこいの館を設立した際の出資金につきましては、過疎対策事業債で3,000万、また、財調基金からも、平成20年度に経営負担金という形で1,156万7,000円を出しております。合計で2億3,958万1,000円となるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 日程第4、議案第36号、平成25年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第36号、平成25年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,237万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,670万円とするものです。

主な提案内容は、歳入では、保険給付費の増加見込みに伴います国庫負担金等の増額、後

期高齢者支援金、介護納付金の確定によります増額。歳出では、特定健診システム機器の入れかえ、保険給付費の予測の見直しによります増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。

それでは、補正予算書6ページの歳入から御説明申し上げます。

まず、国庫支出金、国庫負担金、それから、次の国庫支出金、国庫補助金、それから、その次の府支出金、府補助金も同じ理由でございますので、一括して申し上げます。

これは、歳出の高額療養費につきまして、当初見込みより約270万円余り増加することによりますそれぞれの負担金の上昇でございます。国庫支出金、国庫負担金につきましては177万2,000円、それから、同じく国庫支出金、国庫補助金につきましては46万8,000円、府支出金、府補助金につきましては36万4,000円でございます。

それから、繰入金、一般会計繰入金、一般会計繰入金の2節、出産育児一時金等につきましては56万円。当初2名を計上しておりましたが、既に2名支出済みでございます。予備として2名を新たに計上するものでございます。それから、4節、一般会計繰入金は歳出に伴います法定繰入金でございます。

7ページにまいります。

繰越金につきましては財源不足、留保財源を充当いたしまして1,825万9,000円を計上しているところでございます。

8ページ、歳出にまいります。

総務費、総務管理、一般管理、18節備品購入費で、特定健診システム機器事務用品といえますのは、特定健診システム機器の入れかえに伴います購入費でございます。95万6,000円。

それから、続きまして、保険給付費、高額療養費、一般被保険者高額療養費で273万1,000円。見込みのつけにくい療養費の中で、25年度も5カ月の実績を出てきたわけでございますが、それをもとに実績推計をした差額を計上させていただいたということでございます。

その次に、保険給付費、出産育児諸費、出産育児一時金84万円。これは、先ほど入のほうでも説明申し上げましたが、2名から4名に予算を追加するものでございます。入のほうはこの費用の3分の2の入ということになっております。

それから、続きまして、後期高齢者支援金等で149万9,000円、それから、同じく9ページにありまして、介護納付金で97万9,000円。これは、2つとも額の確定に伴う差額を計上しているものでございます。

最後に、諸支出金償還金及び還付加算金償還金ということで、税金還付に当初より10万円。それから、医療交付金返還金に1,527万4,000円。これは過年度分療養給付、それから退職医療者交付金、それから特定健診の国付分、それぞれ合わせて計上しているものでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第36号、平成25年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第36号、平成25年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西岡良祐君） 日程第5、議案第37号、平成25年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第37号、平成25年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ98万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,398万3,000円とするものでございます。

補正の内容は、歳入では繰越金、歳出では簡易水道施設費における委託料の計上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼いたします。

平成25年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件の御説明を申し上げます。
議案書の6ページをお願いいたします。6ページの歳入から御説明申し上げます。
歳入、繰越金、繰越金といたしまして98万2,000円。前年度繰越金でございます。
次のページをお願いいたします。

歳出、衛生費、上水道費、簡易水道施設費といたしまして98万2,000円を計上させて
いただいております。これは委託料でございまして、観測ろ過池維持補修でございます。
内容といたしましては、有市浄水場のうちの観測ろ過池3池分のろ過砂を入れかえるための
ものでございます。ろ過砂減少によりまして今後の水質の低下を招くことがないように、早
目に砂を充填するものでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第37号、平成25年度笠置町簡易水道特別会計
補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第37号、平成25年度笠置町簡易水
道特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西岡良祐君） 日程第6、議案第38号、平成25年度笠置町介護保険特別会計補正予
算（第1号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第38号、平成25年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第
1号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ361万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を
それぞれ2億1,934万1,000円とするものです。

主な提案内容は、歳入では保険給付費の増加に伴います国庫支出金等の増額。歳出では、
主に住宅改修事業費の予測見直しによります保険給付費の増額補正でございます。よろしく

御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。

それでは、補正予算書の6ページ、歳入から御説明申し上げます

先ほどの提案理由にございましたとおり、歳出の保険給付費、主に住宅改修費について歳入補正をしております。歳出の住宅改修費等につきまして、約70万円余り増加が見込めることから、それに係ります負担金等を補正しております。

まず、国庫支出金の国庫負担金でございますが、これで14万円。それから、国庫支出金、国庫補助金、調整交付金のほうで4万3,000円。それから、1段飛ばしまして、支払基金交付金のほうで20万4,000円。それから、府支出金のほうで8万9,000円。これが、主に住宅改修費の増加に伴います補助金でございます。

それから、同じページでございますが、国庫支出金、国庫補助金の3目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）ということでございますが、これにつきましては、歳出の地域支援事業費、これは主に包括支援センター事業に係る分でございますが、約100万ほど増額補正をしておりますが、これに係ります分がこれでございますが、40万円を補正しているものでございます。

次のページ、7ページの府の補助金、府支出金、府の補助金でございますが、この2目の地域支援事業交付金につきましても、歳出の同事業に係ります補助金でございます。20万円を計上しております。

それから、7款繰入金につきましては、給付費に係る分、それから、今言いました地域支援事業費に係る分、それから、その他一般会計繰入金、これは事務費でございますが、それぞれ計上しております。合わせて33万5,000円を一般会計繰入金から計上するものでございます。

繰越金につきましては、財源不足額220万円を計上するものでございます。

8ページの歳出にまいります。

総務費、総務管理費、一般管理費、連合会負担金あります。一般管理費につきましては、旅費の不足に伴いまして7,000円。連合会負担金につきましては、新たにデータ連携をする必要がございますが、それに伴います新規連携分でございます。

次に、保険給付費、介護サービス等諸費でございます。居宅介護住宅改修費で、現在、支出の見込み額とこれからの支出予定額、ほぼ見渡せる時点になりまして、その差額を計上

しているものでございまして24万5,000円。

それから、同じく保険給付費の介護予防サービス等諸費で、介護予防福祉用具購入費で7万6,000円、介護予防住宅改修費で38万2,000円。理由は、介護サービス等諸費と同じ理由でございます。

最終9ページにまいります。

地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業、1目介護予防ケアマネジメント事業費。これは、支援センターのアルバイト職員の配置等に伴うものでございまして110万円。賃金で組ませていただいています。

それから、5目任意事業費88万円で、うろこの10万円。これ、具体的には、紙おむつの支給事業対象者が当初見込みより減という状況で、減額補正をさせていただいているものです。

それから、次に基金積立金、基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金100万円。これは、現在、24、25、26と3カ年の保険料が確定した中で運用させていただいているんですが、その保険料の軽減措置として、国庫財源を伴っておりますが、京都府から保険料高騰緩和事業ということで笠置町に100万円いただきます。その100万円を基金に積み立てるものでございまして、これは本年度と来年度、2カ年で取り崩す予定をしております。

それから、諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金で86万6,000円で、過年度の還付金という形で予算を組ませていただきました。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口でございます。

8ページの居宅介護住宅改修費と、もう一つ欄の下にある介護予防住宅改修費とありますね。これで両方で130万ほどの額になるんですけれども、これの軒数は何軒ぐらい使うておられるんですかということをお聞きいたします。

それから、2点目が、居宅介護住宅と介護予防住宅、どういうふうな区分で分かれているのかと。その2点を説明お願いいたします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 失礼いたします。

まず、軒数でございます。居宅介護住宅改修費のほう、24万5,000円の補正のほうでございますが、現段階で3軒支出済みでございます。今後改修予定は2軒の見込みをしております。合計5軒ということになります。それから、介護予防住宅改修費のほうにつきま

しては20万円で、支出が約5万円ほどしている。恐らく1軒程度だと思います。それで、現段階の残額が16万弱になっていまして、今後住宅改修の予定が3軒を見ております。1軒は既にもう申請中のございまして、2軒は計画中というふうな内容になっておりますが、今後3軒を見ておまして、その見込額の差額を計上していただく。その軒数でございますが、四、五軒ということで、御容赦願いたいと思います。もし、どうしてもということでしたら、後ほど調査して報告させていただきます。

それから、意味でございます。居宅介護住宅改修費のほうは要介護者を対象にした住宅改修である。それから、介護予防住宅改修につきましては、要支援の方を対象にした住宅改修というふうな形で整理をさせていただいております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） よろしいか。

ほかに。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第38号、平成25年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第38号、平成25年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西岡良祐君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

第3日目は9月26日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さんでした。

散 会 午後1時26分